

災害教訓の継承に関する専門調査会報告書原案

「1657 明暦の江戸大火」

明暦の江戸大火報告書構成

第1章 明暦期にいたる歴史的背景

第1節 巨大都市の成り立ちと発展

- ・江戸の立地と規模
- ・徳川家康の入部以前の江戸
- ・家康の江戸入部
- ・本格的な江戸の建設
- ・江戸城の築城と各町の成立

第2節 大火以前の江戸の景観

- ・外国人の見た初期の江戸
- ・描かれた寛永期の江戸
- ・都市の拡大
- ・『江戸図屏風』が示す町屋

第3節 大火以前の防火・消防政策

- ・火災都市江戸
- ・慶長・寛永の大火
- ・奉書火消しと大名火消し
- ・町人による消火体制
- ・消火用井戸の設置
- ・減らない火災

第2章 明暦大火の分析

第1節 火災の発生状況と気象状況

- ・明暦大火発生前の気象状況と火災
- ・明暦大火の発生状況
- ・明暦大火の出火原因をめぐる「振袖火事」の逸話
- ・明暦大火の出火原因をめぐる放火説

第2節 火災の延焼経過

- ・本妙寺から出荷した火災の延焼経過
- ・小石川から出荷した火災の延焼経過
- ・麹町から出荷した火災の延焼経過
- ・各火災の時系列的な延焼経過
 - (1)本妙寺の火災
 - (2)小石川の火災
 - (3)麹町の火災

第3節 明暦の大火の特徴

- ・明暦大火の特徴
- ・延焼被害
- ・火災による死者

第3章 大火後の防災体制の改善と社会への影響

第1節 救助活動

- ・ 粥の施行
- ・ 焼米放出
- ・ 米価の騰貴
- ・ 材木の供給と価格騰貴の抑止
- ・ 資金の下付

第2節 復興と大火後の都市改造

- ・ 江戸図の作成
- ・ 江戸城の再建
- ・ 武家屋敷の再建
- ・ 寺社の移動
- ・ 町方の移動
- ・ 道路の拡張
- ・ 耐火建築

第3節 消防体制の改善

- ・ 定火消の設置
- ・ 定火消の性格
- ・ 定火消の変遷
- ・ 定火消の構成
- ・ 町人の活躍
- ・ 防火体制の強化

第4節 生活の変化

- ・ 治安維持の強化
- ・ 辻番の登場
- ・ ぬりたれ穴蔵
- ・ 穴蔵の普及
- ・ 物価・賃金の高騰
- ・ 統制の強化
- ・ 火災ゴミの処理（未完成）

第5節 災害情報の流布

- ・ 記録類
- ・ 落首・落書
- ・ 古典のパロディー
- ・ 絵画
- ・ 瓦版
- ・ 災害番付
- ・ 災害情報の意味

（以下予定）

第4章 明暦大火からの教訓

第1節 出火防止

第2節 類焼防止

第3節 消火体制

第4節 (大火の前と後の)住民意識の変化

第5節 その他

第1章 明暦期にいたる歴史的背景

第1節 巨大都市江戸の成り立ちと発展

江戸の立地と規模 江戸と東京の地は、関東平野の南部中央に位置し、南は東京湾に面している。西には武蔵野台地がひろがり、多摩川をはさんで多摩丘陵がつらなる。一方、東には墨田川・江戸川や中川（古くは利根川や荒川）の三角州による東京低地がひろがっている。

江戸の町人人口は、寛永11年（1634）に約15万人、明暦3年（1657）に約28万人、元禄6年（1693）に約35万人、享保6年（1721）には約50万人と推定されている。これに武家人口50万人を加えると、江戸の総人口は約100万人となる。国内はもちろん、当時のヨーロッパの諸都市と他べても、ずば抜けた巨大都市だった。

徳川家康の入部以前の江戸 長禄元年（1457）、関東管領扇谷上杉氏の執事であった太田道灌が構えた江戸城は、軍事的に優れた裁量を備えてはいたものの、城のまわりは家康が入部した当時、石垣もなく、芝土井に竹林が茂るといふ有様であった。

また、城下には茅葺の家が10軒ほど軒を連ねているだけで、その他はといえば、浜辺に漁師、山の手には農夫の各集落が散在している程度であった。その反面、学芸に造詣が深かった道灌は、城内に山王社（日枝神社）や平河天神をまつり、近傍には吉祥寺を創建するなどした。しかし東の方には汐入低地が広がり、南西には武蔵野に続く果てしない草原があるばかりであった。北側には四谷、牛込、小石川、本郷などの大地の間に川が流れ集まり、大きな沼地が多くできていた。湿地帯が多く、現在の深川の大部分もいまだ波打ち寄せる陸地であった。

家康の江戸入部 豊臣秀吉は、小田原攻めの終了後、天正18年（1590）7月、徳川家康に三河、駿河及び遠江から関東への転封を命じた。家康は、新領地の経営拠点を江戸に定め、同年8月1日、江戸に入ったという。当時の江戸城は、前述のように太田道灌が築城時の戦国期のそれとほとんど変化がなく、豊臣政権下にあつて、最大の大名の居城としてふさわしいものではなかった。城下も西北の丘陵部をのぞけば、大部分が低湿地であり、徳川家の大量の家臣団に屋敷を与え居住させることはできなかった。一方では、新領地としてあたえられた関東八か国には、常陸に佐竹義重、安房に里見義康、上野に佐野富吉、下野に宇都宮国綱、佐野了伯、那須衆などの大名たちや土豪がいたため、実質的には、伊豆、相模、武蔵、上総、下総、上野、それに下野の一部の7か国で、合計240

万石余の所領であった。家康は、新領地の体制をかためるため、川越など各拠点に有力家臣を配置して知行割を行い、江戸城および城下の整備を進めていった。

前述のように、城下の大部分が低湿地であったため、排水を行い、同時に水運に利用するための堀を計画的に開削し、その掘土で市街地を造成していった。家康の江戸入部直後に道三堀^{どうさんぼり}が開削された。これによって現在の呉服橋から大手門に至る辺りにまで、蔵米^{くらまい}などの物資を江戸城に船で直接搬入することが可能となったという。道三堀の両岸には、江戸で最初の町屋ができ、四日市町では定期市が開かれ、船町には運送業者が、材木町には材木屋が集まり、城下町建設のための物資を調達した。柳町には遊女屋が置かれた。続いて本町の町割が行われ、同町には町年寄役所や金座などがおかれた。町割は、一ブロックを京間 60 間（1 間 = 約 1.97 m）四方とし、中央の 20 間四方の土地を会所地といい、空地とした。町は道路をはさんだ両側町を基本とした。

市街地の開発とは別に、天正 18 年(1590)の家康の江戸入部以前から集落のあった大手門前、浅草、麹町、赤坂一ツ木、牛込、芝なども町屋として発展したが、中心部で整然とした町割が行われたのに対して、周辺部では武家屋敷と寺社の割り残り地に不規則な形で町屋が形成された。江戸城内の整備に伴って、城内にあった寺社は、神田台^{したや}や下谷方面へ移転し、新寺の建立も行われた。麹町地域では、天正 18 年(1590)から寛永 3 年までに約 40 か寺が創建されたという。丸ノ内や桜田あたりでも、文禄～慶長年間（1592～1615）、新たに寺社が創建され、門前町屋も形成された。

膨れあがる江戸の人口に対処する方策の一つとして、家康は、飲料水確保のため、大久保忠行に命じて上水道を開かせた。これが神田上水のもととなり、赤坂溜池の水も利用された。このほかに、江戸を中心とした交通路も整備され、文禄 3 年（1594）に荒川へ千住大橋^{せんじゅ}、慶長 5 年（1600）に多摩川へ六郷橋を架橋し、翌年には東海道のルートを変更した。

本格的な江戸の建設 慶長 5 年(1600)、関ヶ原の戦いに勝利した家康は、同 8 年(1603)に征夷大將軍となり、江戸に幕府を開いた。全国政権の所在地となった江戸は、単なる一大名の城下町から武家政権の総城下町としてあらたな展開をみせることになった。全国の大名の江戸集住、將軍直屬家臣団である旗本・御家人の集住、江戸城と大量の武士団の居館建設や消費をまかなうための商工業者などの集住によって、人口は急増していった。諸大名の妻子江戸在府制（証人制度）と参勤交代制を契機として、大名による藩邸建設には拍車が掛かった。参勤交代は、慶長 10 年(1605)から行われ、寛永 12 年（1635）の武家諸法度で制度化された。

旗本や御家人の集住は、寛永年間に入るといっそう進展した。総城下町としての江戸の建設は、家康・秀忠・家光の三代にわたって進められたものであった。

江戸城の築造と市街地の開発は、相互に関連しあって進められた。慶長8年3月(1603)から、江戸城築造の準備作業として、市街地の造成が行われた。この工事では、神田山を切りくずし、水路を計画的に埋め残しながら、豊島洲(現在の日本橋浜町から新橋辺り)を埋め立て、市街地の造成をした。このときに、前述の道三堀の延長に水路を開き、これを堀川(日本橋川)と名づけて日本橋が架けられたという。この工事は、はじめ千石夫といい、大名が石高1,000石について1人ずつの人夫をだす方式で、主として西国(中国・四国)の大名を動員し、「天下普請」として行われた。そして江戸城下の中心は、本町通りから日本橋通りへ移行していった。また、このときに、江戸城拡張の準備として、道三河堀沿いや八代洲河岸沿いの町屋が、あらたに造成された市街地に移転させられ、神田明神や芝崎道場^{にちりんじ}日輪寺などの大手門前にあった寺社も移転させられた。なお、幕府は慶長9年(1604)2月、日本橋を起点として、東海、東山及び北陸の三道をはじめ全国に一里塚を築かせた。

江戸城の築城と各町の成立 前述のように慶長9年(1604)6月、江戸城の築造が開始され、同11年から12年にかけて大規模な工事が実施された。慶長11年(1606)の工事は、毛利氏などの西国の大名に賦課され、本丸の建物と石垣及び二の丸、三の丸と外郭の石垣工事が行われた。慶長12年(1607)の工事は、伊達氏など関東ならびに信濃、越後、出羽及び陸奥の諸大名が担当し、五重の天守が建造され、石垣の修築が行われた。城内に取りこまれていた桜田村と千代田村は日本橋や京橋に移転させられ、また、慶長15年から16年にかけては、大御所家康の居館である西の丸の修築工事が行われた。豊臣氏の滅亡後、元和年間(1615~24)の工事では、江戸城の外郭工事を中心に進められ、江戸城と城下を水害から防護するとともに、江戸城北辺の防備を強化した。ついで、元和8年(1622)に本丸殿舎の改造と天守石垣の修築などが実施され、将軍居城としての体裁が整えられた。

江戸城の城郭建設と並行して、大名や旗本への屋敷地の下賜と、割替えなど実施された。寛永年間(1624~44)には、大手門西の丸下、大名小路、外桜田などに諸大名の屋敷が集中し、特に西の丸下には、老中、若年寄などの幕府重役の役宅が配置された。町屋の形成も、日本橋及び京橋地域のほかに、慶長年間(1596~1615)には神田地域も町屋として発展しはじめ、奥州街道沿いの地域には、同職集住の職人町が形成された。こうして、江戸の城下町は、寛永年間に町数が約300町に達し、これらは古町とよばれた。このころには、町人地に自身番、武家地に辻番も設けられた。寺社も、江戸城の築造工事に伴って周辺部に移転させられ、寛永年間までに、神田、麹町、桜田、八丁堀などに寺町が形成された。

こうして完成した江戸の範囲は、ほぼ外堀の内側であって、部分的には外堀外の浅草や芝などの主要街道沿いにも町屋が成立していった。つまり近世初期の江戸は、外堀の内側が御府内とみなされていた。慶長年間には、品川口、田安口、神田口、浅草口及び舟口の5つの出口があった。また承応4年(1655)の町触では、馬に乗って来た農民に江戸市中での下馬を命じているが、これもほぼ外堀の内側であった。

このほかにも、江戸城をはじめとして武士の消費生活を支えるために商人と職人が集められ、商人頭や職人頭に一町(1町は約1ha)から数町規模の屋敷地があたえられ、そのもとに鉄砲町、鍛冶町、畳町、桶町、伝馬町などの同職集住の町が形成され、染物、鉄砲、鍛冶、畳、桶、伝馬などを調製、調達する^{くにやく}国役を負担した。江戸に来住する商人も増加し、徳川氏の旧領地である駿河はもちろんのこと、中世以来すでに全国的に活発な商業活動をしていた伊勢・近江商人なども江戸に進出してきた。例えば、近江屋伴伝兵衛は慶長15年(1610)、通一丁目に出店、近江尾西川甚五郎は元和元年(1615)、日本橋に開店したと伝えられ、それぞれ近江特産の畳表や蚊帳を販売した。

このように初期江戸の町並みは、城と侍を中核として団塊状に膨張して行き、同職集住の原則を守った町割りを持つ城下町特有の町屋が形成されていった結果、町並みも比較的整った形をしていたと考えられる。

主要参考文献

黒木喬(1977):『明暦の大火』講談社

玉井哲雄(1986):『江戸 失われた都市空間を読む』平凡社

藤田覚・大岡聡(2003):『街道の日本史 20 江戸 街道の起点』吉川弘文館

竹内誠ほか(1997):『東京都の歴史』山川出版社

使用図版候補

「長祿江戸図」(東京都立中央図書館蔵)

「武州豊島郡江戸庄図」寛永9年(東京都立中央図書館蔵)

第2節 大火以前の江戸の景観

外国人の見た初期の江戸 慶長14年(1609)9月、上総国^{いすみぐん}夷隅郡和田の海岸に漂着し、その1、2か月後に江戸を訪れたフィリピン臨時総督ロドリゴ・デ・ビレロ(スペイン人)は、見聞記録(

大垣貴志郎監訳『日本見聞記 ロドリゴ・デ・ビベロ 1609年』)の中で次のように記している。

江戸の人口は約 15 万人で、水路が整備され物資の運送に利用されていたことに注目した。次に、道路はすべて「同じ道幅と長さ」に整備されていて、その清潔さに驚嘆した。町人地の住民は、同職のもので町が形成されていたこと、魚市場や青物市場の賑わいにも注目している。木戸はこの当時すでに設けられていたようで、「それぞれの町には二つの門があり、一つは町への入口の門で、もう一つは出口となっている。町の門は夕刻に閉鎖され、昼も夜も常に番兵が門を警護する。犯罪があった場合には、声や言葉を掛け合い、瞬時に町を閉鎖し、罪人を処罰するために監禁する」と指摘している。武家地についても、「武士は離れた地区に居住しており、庶民や地位の釣り合わない人とは交流することがないようになっている。よく知られていることだが、彼らは屋敷の正門上部に塗りや金箔の家紋を置く。中には二万ドウカド以上する門構えもあった」と、武家屋敷の豪華絢爛な姿を記録している。

描かれた寛永期の江戸 寛永年間(1624~44)の江戸市街を描いた版行絵図「武州豊嶋郡江戸庄図」には、箱崎と霊岸島が町人地としてまだ整備されず、築地から浜御殿に至る地域は海浜で、わずかに木挽町あたりと八丁堀の船入堀に沿って町屋が形成されている。武家屋敷については、御三家はじめ諸大名の蔵屋敷が隅田川畔や江戸湾岸に配置された。寺社地は、八丁堀に寺院が集团的に存在していた。

一方、寛永ごろの江戸の繁栄を極彩色で描いた二つの屏風があり、一つは出光美術館所蔵の『江戸名所図屏風』、もう一つは国立歴史民俗博物館所蔵の『江戸図屏風』である。二つの屏風から寛永の江戸の特徴をあげてみよう。まず、江戸城内に天守が描かれており、天守は明暦3年(1657)の大火で焼失し、その後再建されることはなく、寛永期の江戸を象徴する建造物といえよう。また、大名屋敷では、とくに御成門おなりもんには華やかさが認められ、「日暮門ひぐらしもん」といわれたように、一日みてもあきない精密華麗な彫刻と金箔などの彩色でかざられていた。同様に明暦の大火で有力大名の各門は焼失し、大火後は白木づくりの簡素なものにか変わったという。

ところで当時の江戸では、徳川家の旧領であった三河や遠江、甲斐の人々の江戸への移住が歓迎されるとともに、縁故のあった奈良屋、樽屋及び喜多村の三家は、江戸の町政を実質的に担当することになった。彼らは本町通りの角屋敷を役宅としていた。ちなみに、土着の町人も名主として優遇されるなど、地域の支配制度も次第に確立されていった。

初期の江戸において、表通りの角地に住することは有力上層町人であることを意味した。『江戸図屏風』に描かれた表通り角地の、三階櫓とよばれる城郭風の三階建ての建物は、初期江戸の町並

みを十分表現しているものと見る事ができよう。この三階櫓は、奢侈禁令の一環として禁じられていたにもかかわらず、建設されたのである。しかし明暦の大火前後の建築規制で姿を消したので、前期の町並を特色づけた一つといえる。

都市の拡大 慶長 14 年（1609）、15 万人と言われた江戸の人口は加速度的に膨れ上がり、それに伴って町数も増加した。その結果、慶長時代には三百町、寛永期末には八百八町といわれるほどになった。この膨張はわずか 30 年ほどの間におきており、それによって生じた問題によって都市政策の行き詰まりもみられるようになってきた。

慶安 5 年（1652）、將軍側近のくぜひろゆき久世まきのちかなり広之と牧野親成が巡視した結果によれば、当時、屋敷をもたない旗本が 600 人にも及んでいたという。そこで翌年、大掛かりな宅地造成が行われることとなり、江戸南西部と北部の外堀が新たに屋敷地として整備がはじまった。また、順に進められた南部の芝や赤坂が宅地化するにあたり、その内側に存在していた寺院はさらに遠方へと移動させられる羽目となった。また人口増加に伴い、飲料水確保のため、玉川上水の工事が承応 2 年（1653）に開始され、翌年の 6 月にはその堀割が完成した。

『江戸図屏風』が示す町家 ここでもうひとつ、『江戸図屏風』が示す町家や町の特徴を挙げると、町単位で同業者の集住が行われていた点である。これは急激な需要の拡大による商人や職人の流入とも関係する。そもそも同業者集住は領主から様々な御用を受け賜ることを代償に町屋敷を拝領した商人司や職人頭が、実際の仕事を行う手下や職人を住ませたことから始まるとされる。

ことに集合すると利益の大きな魚や野菜を扱う商人などは、魚町、青物町などを形成した。さらに大工や鍛冶屋、呉服など、町名が残る地域はその傾向が見られたのである。これは領主から見れば、統制上便利であるのみならず、徴税に大変有効であるが、商人にとっても統制的運営を行うために有利なことであった。

ところで、長屋といえば江戸後期には裏長屋のことを思うが、初期江戸においては表長屋もあった。しかも朝鮮通信使が江戸に登城した際に出された町触によれば、日本橋通りや本町通り、いわばメインストリートに町家があったと考えられている。こうして通りに面して零細な間口、つまり二間や三間程度の店舗が並んだが、こうした場合、路地を共有することとなるのはいうまでもない。この点はともかくとしても、大規模店舗が表通りを占める近世中・後期と初期とはだいぶ様相を異にしたようである。

さらに「内の町長屋」の存在も考え合わせると、階層分化がいまだ完全に進んでいない、フラッ

トに近い状態を表しており、江戸の町並み再編成が行われる明暦の大火後の都市政策と性格を異にしていたと考えられる。

主要参考文献

玉井哲雄（1986）：『江戸 失われた都市空間を読む』平凡社

水藤真・加藤貴（2000）『江戸図屏風を読む』東京堂出版

内藤正人（2003）：『江戸名所図屏風』小学館

使用図版候補

「長祿江戸図」（東京都立中央図書館蔵）

「武州豊島郡江戸庄図」寛永9年（東京都立中央図書館蔵）

「新添江戸之図」明暦3年（東京都立中央図書館蔵）

『江戸名所図屏風』（出光美術館所蔵）

『江戸図屏風』（国立歴史民俗博物館所蔵）

第3節 大火以前の防火・消火政策

火災都市江戸 周知の通り、江戸は「火災都市」であり、当時江戸とともに三都と呼ばれた京都や大坂と比較しても火災の多さは際立っていた。しかも火災が発生すると大火となる場合が多く、これには江戸特有の気象条件が関係していた。江戸は、そもそも表日本気候区に位置したが、その気候の中で、どの気象条件が大火の原因となったのであろうか。

第一には、冬から春先に北ないし北西の冷たい季節風「空っ風」が吹き続け、数十日ものあいだ、一滴の雨も降らない場合、第二には、春先または秋口において日本海を通る強い低気圧のため、「春一番」と呼ばれる南風が吹く場合である。現に大火は太陽暦3月がもっとも多い反面、8月には一度も火災は起きず、春も4月以降は極端に減少した。

天正18年（1590）、徳川家康が江戸に入部してから明暦の大火に至る67年間のうち、合計140件もの火事が江戸に発生している。そのうち武家屋敷からの出火が56件、民家からが19件、寺社からの出火が15件と不明が50件ある。また、出火場所が判明する火災の62%が武家屋敷からおこったものであって、史料のほとんどは武家が記録したという条件を差し引いても、当時の江戸の特異性を示すものであると思われる。

また、大火の火元としては、江戸の北では 37 件、北西では 32 件も発生しているのに対し、南西は 13 件、南 10 件、南東 10 件である。ちなみに江戸で火災が起きて一番恐ろしいのは、たいてい北からの風であった。しかしながら寛永期以前の消火体制は、戦国期城下町の消火体制の延長線上にあったにすぎなかった。「火災都市江戸」とも言うべきこの事態に当時どんな対策を採ってきたのかを見ていく。

慶長・寛永の大火 天正 18 年(1590)8 月、家康が入府した後、初めての火災は翌月 3 日、増上寺の開山堂が焼けたというものである。これ以後、急速に江戸の都市形成が進められていくなかで、慶長 6 年(1590)閏 11 月 2 日の大火は、最初に大きな被害を生じた災害であった。

駿河町から発生した火事は、江戸の全市域を焼亡したと伝えられ、10 余年もかけて作り上げてきた町を一夜にして失うことになった。火災の直後、幕府は、草葺きの屋根を板葺きにするよう命令を出した。慶長 18 年(1613)、幕府が定めた禁令は、大きな特徴が認められる。それは市中の火災に、武家奉公人が駆けつけるのを禁じる内容であった。同様の禁令は、繰り返し出されており、武家屋敷の火災は武家が各自で消火にあたり、町屋は町人自身で消火活動を行うことを定めたものであった。ここに武家社会と町人社会を明らかに区分するという幕府の姿勢をみることができる。

もう一件の大火は、寛永 18 年(1641)正月 29 日深夜、京橋桶町から発生したもので、折からの烈風にあおられて勢いよく燃え広がり、南は芝の宇田川町、東は木挽町海岸、西は麻布まで燃えた。このとき火消役が 1 人死亡し、1 人は落馬して重傷をおったという。被害は 97 町に及び、焼失した住家は、民家 1924 軒、武家屋敷 121 軒となっている。死者は 100 人余にものぼり、馬が 16 匹焼死した。これが、「慶長の大火」である。

奉書火消と大名火消 さて、そのころの消防組織としては奉書火消というものがあつた。これは将軍の命令書によって大名を非常呼集するもので、寛永 6 年(1629)に設置されたが、担当の大名がはっきりとしていなかったため、あまり役にはたっていなかったようである。そこで六大名が火消役となって火災の事態に備える体制をとった。それとともに、江戸城内の見回りについては、奥火の番と表火の番を新設し、与力や同心があてられた。しかし数からいっても江戸城内の武家屋敷で頻々と起こる火災が、町家まで広がった時の対応にまで手が回るような体制ではあり得なかったようだ。

前述の桶町火事の後、大名火消の制度が設立された。寛永 20 年(1643)9 月、水野勝隆をはじめとする大名 16 家を 4 組に編成して構成し、消防力を強めた制度であった。各大名は 1 万石につ

き 30 人ずつの火消の者を出し、しかも 10 日間交代で自らも陣頭指揮をしなければならなかった。1 組の定員は 420 名、参勤交代によって大名の顔ぶれに変更はあっても、人数には支障をきたさないように編成された。

しかし、この制度はわずか 1 年で規模を 10 大名 3 隊体制に縮小されてしまった。江戸時代前期における消防体制は、史料が少なく詳らかにできないが、武家屋敷又は町屋を問うことなく、火元に近い大名が現場に出向いて消火活動を行うことになっていたようである。また、大名火消は奉書火消を恒常化することで、頻繁におこる火災に対処したが、それとは別に大火の際には従来通り奉書による増火消としての任にあたることもあった。

町人による消火体制 大名火消の設置に呼応して、江戸府内の防火体制の整備もすすんだ。まず、慶安元年（1648）の町触によれば、夜番は、2 時間交代とすること。月行事（町役人）が見まわること。火事の発生に際しては火元のものは声を立て、町内の人々が残らず駆けつけて消火にあたること。

不参加者は、過料（罰金）とする。

辻番同士で、次々と連絡を取り合い、怠った場合には捕らえた上で処罰する。

町々で水をため、天水桶や手桶にはつねに水を入れておくこと。

はしごをきちんとかけておくこと。

など、消火に関して細かいところまで規定がされている。

慶安 4 年（1651）、火災現場に駆けつける人足は、手桶に水を入れて持ってきて早く火を消し止めれば褒美を与え、放火犯人の一味であっても訴え出た者には罪を許して褒賞するという触書が出された。さらに火災中の盗みは、死刑に処することもあった。

承応 2 年（1653）には、火事見舞いに家主発行の札が必要であったのが、それを忘れていたりあるいは贖札をもっていたものは捕らえた後に、処罰するとした。

また、火災に備えて、各家ごとに手桶に水をくんで軒につるすと同時に、はしごも用意することになった。また、正月行事である「左義長（正月に使った門松などを焼き、その火で餅を焼いて食べて無病息災を祈る行事。どんと焼き）」にまでも規制が加えられ、燃やす松飾を積み上げる高さを低くするようにとの制限が出るなど、火災を未然に防ぐのに細心の注意を払っていたことがうかがわれる。

消火用井戸の設置 承応年間(1652～1654)、玉川上水が完成したので、江戸の地下を水樋が通るようになった。これにより、明暦元年(1655)には一町の両側に平均8個の消火用井戸を掘るようにとの触れが出た。横町や会所などと呼んだ空地には両側2か所、片町では4か所を掘ることが命じられた。

当時の消火活動は燃えている屋敷は放置し、その周辺の家々を長鷲口やさすまた、大綱などで片端から破壊していく、いわゆる「破壊消火活動」であった。乱暴な方法ではあるが、延焼を食い止めるには有効な手段ではあった。また、天水桶などの水を浴びて屋根に上り、火の粉を払い落とすなどの危険な作業もおこなっていた。

減らない火災 しかし、ここまでしても江戸の町における火災件数は減少することはなかった。やはり茅葺きや板葺きの家屋が多いため、いったん火がつくと延焼は止まらないということが、大火の大きな原因であった。その上、町人にとって、前述のように大名火消しは頼りにはならなかったようだ。たとえば明暦元年(1655)の神田大工町の火事では、大名火消しは江戸城や武家屋敷には影響がないと判断したため出勤せず、また、通りかかった大名火消さえ消火に積極的に取り組むことはなかったと記録されている。

こうしてみると、明暦の大火以前の防火体制、消火体制はまったく貧弱なものであったと言わざるを得ない。大火の後には、少なからず様々な需要が高まり、一時的とはいえ流通を促進する大きな経済的効果が生まれた。

時期は下るが、『^{せしけんぶんろく}世事見聞録』に見られるように、^{よぶひ}呼火や^{つぎび}継火(放火)を行う者も少なからずいて、それに対して禁令がたびたび出された。これは先に述べた褒賞を得たいがためではなく、大火となれば日ごろ土木作業に従事する^{とび}鳶にとって、仕事の増加につながるがゆえのことであつたらう。

主要参考文献

東京市役所編纂(1917):『東京市史稿』変災篇第四 東京市役所

近世史料研究会(1994):『江戸町触集成』第1巻 塙書房

| | 発生年月日 | 呼 称 | 被 害 状 況 |
|----|------------------------|----------------------|---|
| 1 | 明暦3年(1657) 1月18~19日 | 振袖火事・丸山火事・丁酉火事・明暦の大火 | 本郷丸山本妙寺から出火、翌日は麹町五丁目からも出火、焼失町数500余、死者10万人を越えるという説あり。江戸城をはじめ多くの武家屋敷・町屋を焼く。江戸史上最大の大火。 |
| 2 | 天和2年 (1682)12月28日 | お七火事 | 駒込大円寺より出火、八百屋お七の放火といわれる。大名75、旗本166、神社47、寺院48をはじめ、延長13里あまりを焼く。 |
| 3 | 元禄11年(1698) 9月6日 | 勅額火事・中堂火事 | 新橋南鍋町より出火、南風により千住まで延焼。大名83、旗本225、寺院232、町屋1万8703、326か町を焼く。上野寛永寺も被災する。 |
| 4 | 元禄16年 (1730)11月29日 | 水戸様火事 | 小石川の水戸家屋敷より出火。被害多し。 |
| 5 | 享保2年(1717) 1月22日 | 小石川馬場火事 | 小石川馬場の武家屋敷より出火。大名・旗本の邸宅をはじめ、町屋200か町あまりを焼失、死者100余人を出す。江戸城本丸にも火の粉がかかる。 |
| 6 | 明和9年(1772) 2月29日 | 目黒行人坂火事 | 目黒行人坂大円寺より出火、千住まで延焼。翌日いったん鎮火後、本郷菊坂町屋より出火、死者1万4700人、不明者4060人あまりを出す。明暦の大火以来の大火といわれる。 |
| 7 | 寛政6年(1794) 1月10日 | 桜田火事 | 麹町平河町より出火、虎ノ門から芝まで延焼。 |
| 8 | 文化3年(1806) 3月4日 | 車町火事・牛町火事・丙寅火事 | 牛車の運送を扱う者の多く住む芝車町の明店から出火、浅草まで延焼。諸侯の邸宅80余、寺社80余、町数530あまり全焼、死者は1000人を越える。 |
| 9 | 文政12年(1829) 3月21日 | 佐久間町火事・己丑火事 | 神田佐久間町の材木小屋から出火、江戸下町の中心部が焼失。武家屋敷・町屋とも37万軒が類焼、死者2800人あまりという。目黒行人坂火事以来の大火といわれる。 |
| 10 | 安政2年 (1855)10月2日 | 地震火事 | 「安政大地震」によって市中各所から出火。おもな火元は30か所という。死者3895人。 |

第2章 明暦大火の出火・延焼経過

第1節 火災の発生状況と当時の気象状況

明暦大火発生前の気象状況と火災 明暦3年(1657)、江戸では正月早々多くの火事に見舞われている。まず、元旦の夜、四谷竹町(現・新宿区四谷1丁目の内)付近から火が出て2、3町が焼けた。ついで2日の午前9時ごろ、半蔵門外の松平越後守光長の屋敷から出火したが、大邸宅であったため他家に延焼しないで済んでいる。5日は快晴であったが、昼過ぎから風が強くなり、夜10時ごろ、中間町(現・千代田区駿河台の内)から火が出て明け方まで燃えた。9日の真夜中、麹町でまた失火があった。このように、「明暦の大火」と呼ばれる大火の発生以前に、すでに元旦から連続して火災が発生していた。

この頃、江戸の気象状況は、前年から80日以上も雨が降っておらず、大変乾燥した日が続いており、火災が多発していた。1月17日から、北西の風が吹きだし、18日の朝にはいちだんと風が激しくなっていた。この日の風について、高橋浩一郎氏は、「とにかく乾燥した日が続き、十八日の午後二時ごろ、寒冷前線が通過したに違いない。焼跡からみても風が北寄りから西風になり、おそらく日本海に発生した低気圧が急速に発達、北日本を通過、太平洋に出たものであろう。」と推察を述べている。(『日本の天気』)。すなわち、明暦の大火は、乾燥という出火危険の悪い条件と、延焼速度とは関係が強風という二つの条件が重なっているときに発生したものであり、自然条件として火災危険度の高い条件下であった。

明暦大火の発生状況 「明暦の大火」と呼ばれている江戸の大火は、明暦3年(1657)1月18日から20日(陰暦であり、現在の3月2日から4日、以下現在の暦で表記する。)にかけて発生した3件の延焼した火災を総称して「明暦の大火」として伝えられているもので、3件の火災のそれぞれの出火時間と出火場所は、以下の通りである。

1月18日午後2時ごろ本郷丸山の本妙寺(現在の文京区西庁二丁目)から出火。

1月19日午前10時ごろ文京区小石川三丁目から出火。

1月20日午前8時ごろ千代田区麹町三丁目から出火。

さて、最初の火災は、明暦3年(1657)1月18日(旧暦、現在の3月3日以下現在の暦を用いる。)の昼過ぎ、江戸の北本郷丸山にあった本妙寺(正式名称徳栄山惣持院本妙寺)から出火した。出火原因については、放火、失火と多説あるが、なかでの別名「振袖の大火」としても伝説にもな

っている逸話がある。ただし、これらの出火原因をめぐる事実の真偽のほどは確かではなく、また、この点についての説明は本稿における主たる目的ではないので、単に話題として以下に簡単に紹介しておくにとどめたい。

明暦大火の出火原因をめぐる「振袖火事」の逸話 この逸話にも様々な説があるが、粗筋ではほぼ変わらないので、『火との斗い』（竹内吉平著、全国加除法令出版発行）から引用する。

- 麻布の百姓町の質屋、遠州家の一人娘梅野が菩提寺にあたる本妙寺に参詣の途次、すれちがって上の野山に姿を消した一美少年に魅せられて、深い片思いに落ちた。せめてもの慰めに、同じ模様の振袖を作って、その小姓をしのびつつ、過ごすうちに、ついに翌明暦元年正月16日（旧暦 1655）17歳を一期として焦れ死にして死んでしまった。遠州屋では、梅野の棺に振袖をかぶせ野辺の送りを済ませたが、振袖は本妙寺に納めた。住職はいつものことながら、これを古着屋に売った。ところが、翌年梅野の命日に当たる日、上野の紙商大松屋の娘きの（17歳）の葬式に、再びこの振袖が本妙寺に納まった。また売り飛ばすと、次の年の同月同日に、本郷の鞠屋の娘いく（17歳）の葬式に、三たび、同じこの振袖が本妙寺に納まったのである。振袖にまつわる妄執のあまりの恐ろしさに、住職は怖気をふるい、ついに明暦3年正月18日（旧暦 1657）に大施餓鬼を修して、燎火に投じて振袖を焼くこととなった。前日以来、江戸は季節風の北西の風が吹きすさんで、当日になってもいっこうに静まる気配がなかった。住職が、この烈風中での袖を燎火に投じた時、一陣の竜巻、北の空から舞下がり、袖模様になついた振袖を、さながら人間の立った姿そのままに、地上八十尺の本堂の真上に吹き上げ、この御堂を燃え上がらせた。

以上のように伝えられているが、この話は当時の火災に関する記録には現れてこないことから事実とは異なるものと考えられている。

明暦大火の出火原因をめぐる放火説 放火説には多数の説があり、当時、巷に最も広まっていた出火の原因は不逞牢人による放火であった。中には、大火から6年前幕府転覆を図った由井正雪一派の残党が幕府への報復のために放火したとか、思い切った江戸改造のために幕府が仕掛けた放火との説もあるが、いずれも事実として確認されているわけではなく、うわさの域を出ないようである。

【参考文献】

- ・黒木喬：『明暦の大火』講談社（1977）
- ・高橋浩一郎：『日本の天気』（発行年・発行元不詳：調査中）
- ・竹内吉平：『火との斗い(江戸時代編) - 消防戦術のルーツをたどる』全国加除法令出版（1993）

第2節 火災の延焼経過

本妙寺から出火した火災の延焼経過 本妙寺から出火した火災は、折からの北西の強風により飛び火がしきりに舞い上がり、本郷一丁目（現本郷二丁目）付近からも火の手が上がり、湯島から駿河台方向に燃え広がる形勢であった。一方で本郷一丁目から風上へと延焼していったが、この火は本郷六丁目あたりで鎮火した。湯島方面に延焼した炎は湯島天神社、神田明神社、東本願寺と次々と延焼した。炎はこの付近から南に進み駿河台の諸大名の邸宅を次々に焼き払い、鎌倉河岸（現千代田区内神田の南部）に燃え広がった。神田明神から烈風により乱れ飛んだ火は、村松町（現中央区東日本橋）、材木町（現千代田区神田岩本町）付近を荒れ狂い柳原（現万世橋から浅草橋までの神田川南岸一帯）から和泉橋まで焦土とした。

駿河台の火は、二手に分かれ、一方は誓願時から迂回して進んだが、もう一方は須田町から鍛冶町（現千代田区神田鍛冶町）、白銀町（現中央区日本橋）とまっすぐに南下した。夕刻から、風が急に西へと変わり、鎌倉河岸の火は神田橋にはうつらず、遠く隔てた鞆町（現中央区日本橋本石町）へと飛び火し、東に延焼し伊勢町（現中央区日本橋本町）より江戸橋付近で川を越え、茅場町（現中央区日本橋茅場町）まで延焼した。さらに、火は東方向に拡大し、八丁堀まで延焼した。さらに、靈巖島と呼ばれる靈巖寺へと延焼し、行き止まりとなった靈巖寺に逃げ込んだ 9600 人あまりの生命を奪った。靈巖寺の火は、強風のために停泊していた舟に燃え移り、その飛び火によりはるか海を隔てた佃島（現中央区佃一丁目）や石川島（現中央区佃二丁目）に達した。

隅田川を隔てた向島八幡宮も火の粉により焼失した。火災は強い西風にあおられて、吉原に迫った。吉原もあっという間に焼失し、さらに西の境町（現中央区日本橋人形町付近）にも飛び火した。境町と堀を隔てた堀江町（現中央区日本橋小舟町）へも飛び火をして延焼していった。

このころ、火に追い立てられた群衆の巨大な流れは浅草に向かって殺到した。さらに、一時おさまっていた柳原の火が再び燃え始め誓願寺に飛び火をした。誓願寺から、近くの大名小路に延焼し、同時に数 10 の寺院に延焼拡大し、小伝馬町方面からの火と合流し、数万の群集を飲み込んでいった。午後 8 時になっても風は衰えず、火は海岸に並んでいる諸大名の屋敷を次々と灰としていっ

た。火はさらに川を一気に越えて、牛島新田（現墨田区）の農家をも焼き払った。こうして、延長約 5.3 kmにおよんだ火災も、翌 4 日の午前 2 時過ぎにようやく鎮火した。

図 2.1 本妙寺付近の地図

（黒木喬（1977）：『明暦の大火』講談社より引用）

小石川から出火した火災の延焼経過 明暦 3 年(1657) 3 月 4 日早朝、前日の大火に続いて、小石川の水戸屋敷付近から出火した。水戸屋敷を焼いた火は、堀を越え飯田町から市谷、番町へと延焼拡大していった。正午から午後 1 時にかけて、天守閣にも燃え移った。さらに、午後 4 時頃には常盤橋内（現千代田区大手町二丁目）の大名屋敷などがいっせいに燃え上がった。猛火は、鍛冶橋（現千代田区丸の内）の諸大名邸、旗本屋敷などを焼き尽くした。

午後 4 時頃、北風が西風へと変わり、江戸城西の丸、紅葉山、御三家の上屋敷は焼失を免れた。しかし、火は八重洲河岸（現千代田区丸の内）から中橋（現中央区八重洲通り）方面に延焼していった。火から逃げまどう群集は、焼け落ちた橋などにより徐々に逃げ場を失い命を失うこととなった。火はさらに南の新橋（現中央区と港区の境）、木挽町（現中央区銀座）に達し、東は材木町、水谷町（現中央区内、昭和通り）まで延び、海岸では多くの船も焼失した。

図 2.2 炎の中を逃げまどう人々

（東京教育大学蔵『むさしあぶみ』より引用）

麹町から出火した火災の延焼経過 明暦 3 年（1657）3 月 4 日、風向きが北から西へと変わり始めた午後 4 時頃、麹町 5 丁目（現千代田区麹町 3、4 丁目）の町家から出火した。火はまたたくまに延焼し、大名屋敷約 50 が焼失した。さらに、西の丸下（現千代田区皇居外苑）の屋敷群等が全焼した。夜に入ってから、桜田の火は海岸にぬけた。増上寺に延焼したのは翌午前 2 時ころであった。幸い風がおさまり、本堂などは焼失せずに済んだ。

3 月 5 日午前 8 時頃、ついに火は、芝口（現港区新橋）まで延焼して海に出て鎮火した。小石川からの火事は延長約 5.8 km、麹町からの火事は約 4.4 kmにおよんだ。

図 2.3 主な大名屋敷の存在場所--- 延焼経路の理解の助けのために

（黒木喬（1977）：『明暦の大火』講談社より引用）

各火災の時系列的な延焼経過 前掲『火との闘い』（竹内吉平著、全国加除法令出版発行）より、各火災の延焼経路を時系列に整理したものを以下に抜粋する。

(1) 本妙寺の火災

・ 出火：明暦3年1月18日午後2時頃、鎮火：1月19日午前4時頃

・ 延焼経路

文京区西片2丁目（日蓮宗本妙寺） 本郷6～3丁目 湯島2・3丁目 千代田区外神田2・3
・1・4丁目（風向 北北西 北西 西北西）

千代田区駿河台4・3丁目（（1）からの飛び火による） 淡路町 須田町およびその周辺一
帯（風向 西北西 北東）

新宿4谷鷹匠町（（1）または（2）からの飛び火による）およびその周辺 千代田区3崎町
3・2丁目、西神田3丁目 神田神保町3丁目、一ツ橋1・2丁目 神田錦町3・2・1丁目
内神田1丁目（風向 北西 西北西）

中央区八丁堀2・3丁目（（3）からの飛び火による） 新川1・2丁目およびその周辺一帯
佃島1・2・3丁目 月島1・2丁目（風向 北 北東）

千代田区神田岩本町2・3丁目（（2）からの飛び火と推定される） 東神田1・2・3丁目
中央区日本橋馬喰町1・2丁目、横山町
台東区浅草橋1・2・4・5丁目（風向 西）

江東区佐賀1・2丁目（（5）からの飛び火と推定される） 永代1・2丁目
越中島1・2丁目
深川1・2丁目およびその周辺一帯（風向 北 北西）

(2) 小石川の火災

・ 出火：1月19日午前10時頃、鎮火：1月19日午後4時頃

・ 被害地域

文京区小石川3丁目伝通院前、小石川2・3丁目、春日1・2丁目、後楽1・2丁目、千代田区
飯田橋3・4丁目、3崎町1・2・3丁目、猿落町、神保町、小川町、江戸城（西の丸除く）全域
、錦町1・2・3丁目、大手町1・2丁目、丸の内1・2・3丁目、中央区八重洲1・2丁目、日本橋
通り、京橋、新富町、入舟町、湊、築地およびその周辺一帯。

(3) 麹町の火災

・ 出火：1月19日午後4時頃、鎮火：1月20日午前8時頃

・ 被害地域

千代田区麹町1・2・3丁目、平川町1・2丁目、隼町、永田町1・2丁目、霞ヶ関1・2・3丁目、日比谷公園、内幸町およびその周辺一帯、港区虎ノ門1・2丁目、西新橋1丁目およびその周辺地域。

図2.4 3箇所から出火した火災の推定延焼経路

(黒木喬(1977)：『明暦の大火』講談社より引用)

図2.5 3つの火災の時系列的延焼経路の推定図

(当時の地図を入手してオリジナルに作成する予定(未完))

【参考文献】

・ 黒木喬：『明暦の大火』講談社(1977)

・ 竹内吉平：『火との闘い(江戸時代編) - 消防戦術のルーツをたどる』全国加除法令出版(1993)

【図版】

・ 東京教育大学蔵：『むさしあぶみ』

・ 「明暦江戸図(330年前)」古地図史料出版

第3節 明暦大火の特徴と被害状況

明暦大火の特徴 明暦大火の特徴や被害状況についても、前掲『火との闘い』(竹内吉平著、全国加除法令出版発行)に示されている推定により整理したものを抜粋した。明暦の大火は、消防装備云々以前に消防制度そのものが整備されておらず、火消し(消火活動)の資料もほとんど残されていない、消防がほとんど機能していない時代の火災であった点が特徴としてあげられる。建物自体もきわめて燃え易い構造であり、鎮火は風がおさまったことによるところが大きく、川や運河、海による焼け止まり以外には効果的に消火した例はないに等しい。いくつかの火消しの様子が描かれている記録が残っているが、火災初期の頃、本妙寺の風上側の屋根の上に上り、飛び火に警戒し

たとの記述がある以外は、大火となり混乱が大きくなり、屋根の上を警戒せよとの命令も、人手不足と混乱でほとんど効果をなさなかったようである。

延焼被害 この火災による延焼被害程度については諸説があるが、地域的には、現在の千代田区、中央区のほぼ全域、文京区の約 60%、台東区、新宿区、港区、江東区のうち千代田区に隣接する地域一体が焼失したと考えられる。

地域内の焼失家屋数は、

- ・大名屋敷は 160 軒、江戸城は西の丸をのぞき焼失、
- ・旗本屋敷は 770 軒、
- ・町屋は両町で 400 町（片町で 800 町）が焼失した。

これらは、当時の江戸行政を司っていた大名、旗本屋敷の大部分及び下町のほとんどであり、当時の江戸の市街地の約 60%を焼失している。このほか、寺社 350、橋 60、倉庫 9000 が焼失したと伝えられている。

延焼拡大の要因には、火災発生以前の乾燥状態と出火当時の強風が挙げられるが、とりわけ明暦大火の最大の特徴は飛び火による延焼拡大の早さであり、その結果風下側にきわめて早いスピードで直線的に延焼が進んだことが上げられる。明暦の大火は、第 2 次世界戦後の大火と比較して数倍の延焼速度があったと考えられ、消防力の不足、建物の構造、材質の影響だけではなく、風下側への飛び火による影響も大きく寄与していたものと考えられる。この大火では、また隅田川を越えての延焼、運河を越えての延焼なども見て取れる。

火災による死者 この火災では、焼失地域が広大であったことに加えて、火災による死者数も大変多かったことが特徴である。その犠牲者の遺体は、火災の後船で牛島に運ばれ大きな穴を掘って埋葬されたが、当時この地は万人塚と呼ばれたほどであり、ここに供養のために建立されたのが現在の回向院である。

明暦の大火では、早い延焼のために混乱した群衆が風下側に逃げると、飛び火によっておきた風下側の火災と挟まれた形で逃げ場を失い多くの命が奪われたことが推測できる。また、この大火での死者は、焼死以外に、橋が火災で落ちてしまったために川岸に追い詰められ、川に飛び込んだことによる凍死の数や大火後の凍死者や餓死者も多かったと記録されている。また、混乱の中で、逃げた馬などにつぶされたりして多数の死者が発生したとの記録もあり、大火時のすさまじい混乱の様子が伺える資料も残されている。資料の中でも、突然炎に包まれるなどの記述が多く出てくるが

、これは、屋根裏などに入った火の粉によってある時間経過した後、一気に発火、炎上したのではないかと考えられる。また、避難民が持ち出した荷物を道路や空地に積み上げたために、消火活動が妨げられたり、これらに吹き付ける火の粉や輻射熱によって着火して、混乱の中で多くの人が火災に巻き込まれ焼死したとも伝えられている。幕府は、このためにこの火災以降に荷物を積んで避難することを禁止した。また、町民は財産保護のために穴蔵（地下室）を設けたとされている。

さて、死者数については『むさしあぶみ』をはじめ、『本所回向院記』、『山鹿素行年譜』などが、いずれも10万人台と書いているのに対し、『上杉年譜』、『天享吾妻鑑』、『明暦三丁酉日記』などは3万7000人余りとしている。この中間の6万8000余人という数字をあげているのが『元延実録』で、牛島に送った者6万3430余人のほかに、漂着した死体を4,654人と記している。このように、明暦の大火による死者数の記録には諸説があることを指摘した上で、黒木喬氏は死者の総計はけっして1万、2万などというものではなく、少なくとも5、6万にのぼったであろう。」との推察を述べている。（『明暦の大火』）

火災当時、江戸の人口がどのくらいであったか定かではないが、内藤昌氏の『江戸と江戸城』によれば明暦の大火時の1690年頃の江戸の人口は約15万人で、それが1695年頃には町人約35万4000人、武家40万人、寺社5万人の総人口80万人と推定していることから、仮にこの間の増加を比例按分すると明暦の大火の発生した1657年の総人口は概ね約70万人弱とした上で、竹内吉平氏は『火との闘い(江戸時代編)』の中で、明暦の大火によって当時の江戸の人口の約15%が犠牲になったと推定している。

図2.6 明暦大火の延焼被害地域図

（竹内吉平（1993）：『火との闘い（江戸時代編）』より引用）

【参考文献】

- ・黒木喬：『明暦の大火』講談社（1977）
- ・竹内吉平：『火との闘い(江戸時代編) - 消防戦術のルーツをたどる』全国加除法令出版（1993）

【図版】

- ・東京教育大学蔵：『むさしあぶみ』

第3章 大火後の防災体制の改善と社会への影響

第1節 救済活動

粥の施行 こうした被害を受けて、幕府はただちに粥の施行を実施したのをはじめとして、焼米の放出、米価騰貴の抑止、材木価格騰貴の抑止、資金の下付などの救済活動を開始した。幕府はまず、内藤忠興、石川憲之、六郷政晴及び松浦鎮信の4大名に対し、被災者に粥を給食するよう命じた。粥の施行は明暦3年(1657)正月21日から9日間、府内6か所で行なわれた。日本橋から南は内藤忠興と石川憲之が、北は六郷政晴と松浦鎮信が担当した。米は1日に1,000俵(約52.5トン)ずつを費消したといわれる。しかし、最終日の正月29日になっても、飢えに悩んでいる町民が多かったので、給食事業は2月2日まで続行された。粥の施行はさらに隔日に給されることになり、2月12日にいたってようやく終了した。幕府が放出した米は、合計6,000石(約900トン)にのぼった。このように、被災後の民衆の飢餓は頂点に達していたのである。

焼米放出 幕府は、焼けた米穀も放出した。将軍の補佐役を務めていた保科正之の機転で、幕府の浅草米蔵の焼米を町民が食べることができるようにしたという逸話が残っている。『寛永録』には、伝馬町、芝金杉町及び深川獵師町に焼米300俵(3斗6升入、約15.8トン)が支給されたとある。『撰要永久録』にも、南伝馬町が焼米300俵と焼けた干飯1,000かますを拝領したという記録が見える。焼米が江戸の町民の口に入ったことだけは確かであり、このような形でも救済が行われたことが知られる。

米価の騰貴 幕府は、すでに正月21日に金1両について、米は7斗(約105kg)と基準を示し、それより高価に売ってはならないことを通達していた。当時は、1両では2斗(約30kg)しか購入できないほど、米価が高騰していたからである。

さらに正月24日、八丁堀で米の安売りを行なった。金1両について8斗(約120kg)という値段であったから、町民が殺到し、たいへんな人気であった。このときに放出した1,000俵(約52.5トン)は、紀伊和歌山藩から献上された米穀であった。一方で幕府は、旗本・御家人に給米の前借りを許可した。夏・冬2回に支給される禄米のうち、夏に受け取る分の三分の一を前渡ししたのである。この年の禄米の換金値段は、100俵(約5.25トン)につき24両であったから、100俵取りの武士はその三分の一、すなわち8両分が給与されたことになるという。

材木の供給と価格騰貴の抑止 被災した人々にとって、食料の供給はもちろん大切であったが、大火のあった時期は、暦の上では春であっても寒冷で、大火後の正月 26 日、大雪が降ったことから、凍死者が大量に出たという。住む家がなくては寒さをしのぐこともできず、家の建設は江戸の町民にとって食料とともに深刻な問題であった。大火後、材木商は焼け残った木材をかかえ込んで、値段をつり上げていた。そこへ、江戸城の造営は 3 年間延期する、必要な材木は天領の山林から採るので、民間からは一本も買い上げない、大名屋敷も急いで造らなくてもよい、という通達が出たとうわさが飛んだ。そこで材木の値段は急落したといわれ、幕府による情報操作が功を奏した逸話として伝えられる。

資金の下付 幕府は、救済の手をさしのべる直接的な手段としての粥の施行などのほかに、人心の安定にも最大の効果を発揮するものとして資金援助を実施した。火災後の事業における、最も大かかりに救済活動であったといってもよからう。

罹災した大名に対しては、銀 100 貫目以上の恩貸銀を出し、これは翌年から 10 年間で返済するものである。旗本・御家人は拝領金を渡し、100 石以下の小禄の者には率を増して与えた。扶持米取りの者（給料を米で支給されていた幕臣）には、いわば本給である俸禄米とはべつに 1 人扶持につき、5 俵（約 262.5 kg）の割で、特別金を支給した。幼少の者や病気で役についていない者にも相応の手当てを給与した。2 月には、

抱屋敷・地子屋敷、親類の屋敷に自分で住宅を建築した者には、拝領屋敷と同様に知行高・切米高で資金を下付する。

親兄弟にやっかいになっている者や、借家住まいの者は、知行高・切米高の三分の二の資金を下付する。

という通達が出された。抱屋敷とは個人が買得したもの、地子屋敷とは地代を払っているもの、拝領屋敷は幕府より与えられた屋敷である。切米とは幕臣が受領する年俸米のことで、扶持は 1 人 1 日玄米 5 合（約 750g）の割で与えられた。救済の下付金は身分によって額が相違した。たとえば、4 代将軍家綱の弟、松平綱重と松平綱吉には各 2 万両、御家門大名の松平光長の母の高田殿（2 代将軍秀忠の娘）には 5,000 両が下賜された。町奉行の神尾元勝と石谷貞清は各 1,000 両を拝領し、大奥の女中ほかにも身分に応じた金額が下付された。

江戸市中への下付金は、銀で総額 1 万貫目、金にして約 16 万両であった。焼失した町屋は片町で 800 町、間口は 6 尺（約 1.82m）を 1 間として 4 万 8,000 間であったから、支給の割合は、間口 1 間について金 3 両 1 分・銀 6 匁 8 分だったといわれる。5 月 11 日、半金の 5,000 貫が町奉行に渡

されたという。

なお大火で江戸城の御金蔵が焼亡してしまったために、これらの資金は 1,000 石以上の者には大坂で、それ未満の者には駿府で渡された。そのため、駿府や大坂から江戸に大量の資金が搬送され、大名・旗本から江戸の町民に至るまで、幕府が下付した援助金は膨大な額にのぼった。

このように、幕府の救済事業は、大火後、ただちに実施された粥の施行をはじめとして、焼米の放出、米価騰貴の抑止、材木価格騰貴の抑止、資金の下付などであった。資金の下付は、大名、旗本・御家人だけでなく、江戸町民へも行き渡るように行い、5月に入ってから実施されたことで時間的な遅れはあったとしても、被災した人々への救済活動としては大いに効果を発揮したものと推察される。

【参考文献】

東京市役所編纂（1917）：『東京市史稿』変災篇第四 東京市役所

東京市役所編纂（1975）：『東京市史稿』救済篇第一 臨川書店

黒木喬（1977）：『明暦の大火』講談社

【図版】

「むさしあぶみ」（『日本随筆大成』第3期6 吉川弘文館 1977年）粥の施行の場面

「むさしあぶみ」（『日本随筆大成』第3期6 吉川弘文館 1977年）資金下付の場面

第2節 復興と大火後の都市改造

江戸図の作成 大火後における江戸の都市改造は、当然のごとく防災都市化を主眼として行われた。幕府はまず、都市改造の基礎資料とするため、大火直後の明暦3年(1657)正月27日から実地測量にもとづく絵図を製作した。大目付の北条正房と新番頭の渡辺綱貞が担当した、この図は、京間5間(約9.8m)を1分で、縮尺3,250分の1とし、その範囲は当時の江戸市中だけでなく、深川、本所、浅草、本郷、下谷、小石川、牛込、四谷・赤坂・麻布・芝までを含んでいた。なお、同絵図は、市街整備に役立っただけでなく、14年ののち、江戸の経師加兵衛が測量図として有名な『寛文図』を板行した、その原型にもなったものであった。

江戸城の再建 江戸の中心を占める江戸城の再建は、諸大名に普請役を命じ、1万石につき100名の人夫を出させて、石垣工事から開始した。それが完了すると、本丸御殿の造営にとりかかった。御殿の普請役は宇和島藩の伊達宗利ら10大名に賦課され、役夫は1万石あたり50名であった。万治2年(1659)8月にはすべて終了した。被災前とのちがいは、表と大奥をつなぐ御鈴廊下が2本になったことぐらいで、危急のばあい、大奥の女中たちの避難を容易にするためであった。建物の規模や部屋の配置などの基本構造は、幕末にいたるまで、大きな変化はなかった。総工費は93万4,307両余、消費した人夫の飯米は6万7,893石余であったという。

武家屋敷の再建 武家屋敷については、それまで江戸城内にあった親藩の御三家(尾張、紀伊及び水戸の徳川家)の藩邸を城外に移転させ、跡地は吹上の庭として、馬場や薬園などを設け、延焼防止帯とした。尾張と紀伊の両徳川家は麹町に、水戸徳川家は小石川に屋敷地を拝領した。龍ノ口内、竹橋内、常盤橋内、代官町及び雉子橋内にあった大名屋敷を城外に移転させ、跡地は明地を十分にもった幕府御用地とした。具体的には、龍の口の上屋敷を接收された加賀藩前田家では、本郷の屋敷を上屋敷として使用した。土岐頼行と本多利長には仙台藩伊達家の中屋敷を与えた。伊達家はそのかわり麻布に屋敷地を拝領した。このように、武家屋敷の移動は、連鎖反応的に拡大していったのである。万治元年以後、諸大名へ火災時の避難所として麻布・白金・品川などに下屋敷を下賜していった。下屋敷を下賜されない大名・旗本は、農地を購入して抱屋敷とし、避難所を確保した。

大火後、このように大名の屋敷割は、かつてない規模で行なわれた。幕府は、屋敷を所持していない旗本や御家人にも賜邸する方針をとったために、羅災の有無にかかわらず大規模な屋敷移動が

実施されたのである。確認される対象人員は、寛文元年（1661）までの5年間で、じつに1,308人にのぼった。なお大火前から行なわれていた小石川・小日向・牛込・赤坂・木挽町などの築地も完成し、この年だけでも247名以上の御家人が、埋め立て地に移住していた。一方、江戸城の警護などを務めていた大番衆80名は、市谷に邸地を与えられた。

このように大火後の屋敷替は、芝・麻布・赤坂・市谷・小日向・小石川・浅草・木挽町築地から本所にまで展開し、これを骨格として江戸市中の拡大が達成されていったのである。

ところで大火前、豪華を競った大名屋敷は、儉約令の影響ですっかり地味な造りに変わってしまった。屋根を瓦ぶきにすることさえ、万治3年(1660)にやっと許可になったほどであった。『落穂集』によれば、麹町あたりの武家の住宅も周囲は竹やぶでかこまれ、小さな門のなかに茅ぶきの住居や長屋が見えるといった、みすぼらしいたたずまいであったという。

寺社の移動 大火後、城内への延焼を防ぐため、幕府は郭内に残っていた寺院を外堀の先か新開地に移す方針を定めた。そこで、まず馬喰町、神田、八丁堀などの寺院がおもに浅草に転出させられた。これらのほとんどは罹災していたから、移動は円滑に行なわれたようである。具体的には、山王権現は三宅坂から赤坂へ、西本願寺は日本橋横山町から築地へ、東本願寺は神田明神下から浅草へ、吉祥寺は水道橋から駒込へというように、周辺地域へ移転させられた。そして、江戸市街の周辺部である三田、芝、赤坂、牛込、四谷、浅草、谷中、下谷及び本所などに寺町が成立した。< 図：『台東区史』通史編1、P.492 >

町方の移動 武家屋敷や寺社の移転に伴い、門前町屋も霊岸島、築地、本所などへ移転させられた。吉祥寺門前は、寺は駒込へ移転したが、門前の住民は五日市街道沿いの多摩郡野方領に移住させられ、吉祥寺村を開発した。

こうした武家屋敷や寺社や町屋の移転に伴って、移転先確保のために市街地があらたに造成された。焼土を利用して赤坂、牛込及び小石川の沼地の埋立て、赤坂の溜池の一部埋立て、木挽町東側の海浜の埋立てが行われて築地となった。また、本所と深川一帯が旗本屋敷・町屋の用地として開発され、万治2年(1659)には隅田川に両国橋（はじめ大橋といったが、のちに武蔵と下総の両国にまたがることから両国橋と改名された）が架橋された。これ以外にも隣接農村では、武家屋敷化・町屋化が進行していき、江戸はその範囲を拡大していった。たとえば、正保・慶安年間(1644～51)、小石川村はほとんどが農地であったが、寺社地や、元禄年間（1688～1704）には武家町である音羽町などの町屋にかわり、吉原遊郭は浅草田圃（新吉原）へ移転させられた。

道路の拡張 大火後、さまざまな防災への試みが実行に移された。第一は、道路をひろげるために庇を除去したことである。庇は道路の両側の商家から、京間1間(約1.97m)ずつ突き出して道をせばめていたからである。道が広くなれば火災の際に避難が容易になり、延焼を防ぐことも可能になった。そこで幕府は明暦3年(1657)4月から9月にかけて庇切りの町触れを出した。ただ河岸通りだけは、従来のままの庇が認められた。ここは荷物の揚げおろしや商品の取り扱い上、必要があったからであろう。一般に許されたのは、3尺(約0.9m)の支柱のない釣り庇であった。

当時定められた道路の幅は、日本橋通りと通町筋が田舎間10間(約18.2m)、本町通りが京間7間(約13.8m)で、ほかの道は、京間で5間(約9.85m)から6間(約11.8m)のものが多かった。

火除土手、広小路、火除地などの設置 防火施設としては、広小路や火除地が設置された。火除地とは、市中に明地や土手を設けて、延焼を防止するためのものである。江戸の大火は南北方向に延焼するので、この延焼方向と直角をなすようにほぼ東西に設けられ、江戸城北部から西北部に集中して配置された。

江戸市中には、2本の火除土手が築かれた。ひとつは、神田銀町七町の町人を移転させ、浅草見附に至るあいだに約1,091mの土手をきずいて火除土手とした。もうひとつは、日本橋四日市に日本橋川にそって72.5mの火除土手がつくられた。ともに高さ7.2mの土手で、松が植えられていた。この工事のため、多くの町家が霊岸島に移転させられた。

火除明地としては上野広小路、中橋広小路などが新設された。なお、筋違橋門内にあった神田連雀町は、橋を火災から守るために火除明地とされ、住民は多摩郡野方領に移住させられ、連雀新田(三鷹市)を開発した。中橋、長崎町及び大工町の広小路は、大火後、最初に造られたものである。のち、府内各所に広小路や火除地の広場が設けられ、日本橋川に沿って延びている火除土手の南側には、西に狭く東に広い長三角形の四日市広小路が完成した。

お茶の水火除地の北西の谷あいには湯島広小路があり、その北部は苗木山という植溜になっていた。植溜は樹木などの栽培場であるが、その緑地が避難場所にもなった。両国橋の東西に設けられた両国広小路の西側にも、植溜がつくられていた。そのほか、代官町の米蔵付近や、江戸城の各門・各見付の内外に広場が造られ、これらの広小路には、商売物などを置くことは堅く禁止された。

河岸通りも火災時に避難通格となるため、幕府は管理に注意をはらった。すでに大火前から材木、竹、薪類の積み方を規制し、小屋、雪隠などの建築はゴミが出やすいので禁止し、橋の上やたもとでの商売も許さなかった。大火後になると、これらの禁令が守られていないので、いくども町触で注意を促さねばならなかった。

耐火建築 一方、万治3年(1660)1月には、火災で焼け出された人々が小屋を造る場合は茅葺き、藁葺き、柿葺きなどの燃えやすい素材を禁止し、塗屋や蛎殻葺きなどの耐火建築を推奨する町触が発令されている。また大火のさい、瓦が落下して多数の怪我人が出たという理由で禁止されたので、町家の屋根に瓦をおくことを禁止した。当時、瓦屋根が許可されていたのは倉庫だけであった。茅ぶきや藁ぶきの屋根は、土をぬらしないと防火の役には立たないので、幕府は再三にわたって、土で屋根をぬるように通達した。寛文元年(1661)には、新規に藁ぶきや茅ぶきの家を建てることを禁じ、今後は板ぶきにするようにとの触を出した。しかし、江戸で本格的な防火建築の導入が検討されるのは、土蔵・塗屋造りの普及が推進された享保5年(1720)まで待たなければならなかったのである。

【参考文献】

東京市役所編纂(1917):『東京市史稿』変災篇第四 東京市役所

東京市役所編纂(1930):『東京市史稿』市街篇第七 三秀舎

東京市役所編纂(1973):『東京市史稿』皇城篇第二 臨川書店

黒木喬(1977):『明暦の大火』講談社

玉井哲雄(1986):『江戸 失われた都市空間を読む』平凡社

【図版】

「新版江戸大絵図」寛文10年(三井文庫保管)

『台東区史』通史編1、P.492・・・寺社移転地図

第3節 消防体制の改善

定火消の設置 大火の翌年にあたる万治元年(1658)9月、定火消が設置された。無役の旗本秋山十右衛門正房、町野助左衛門幸宣、近藤彦九郎用将、内藤甚之丞正吉の4名が、「江戸中定火之番」すなわち定火消役を命じられたのである。火消人足を抱えるための役料として300人扶持(1人扶持は1日あたり5合を基礎とする月俸1斗5升、年1石8斗に該当)を与えられ、それぞれに与力6名・同心30名を従えることとなった。さらに、役屋敷の普請費用として銀100貫目ずつ与えられ、秋山が御茶ノ水上、町野が小石川伝通院前(のち小川町)、近藤が麹町半蔵門外、内藤が飯田

町に火消屋敷を設置した。これらの火消屋敷がすべて江戸城北西部に置かれていたのは、江戸の火災が北西の季節風の激しく吹く冬季に多発していたことと関係している。この地域から出火した場合、江戸全域が風下となり大火に発展する危険が大きく、殊に江戸城が危険に晒されることとなるのである。

定火消の性格 さて、定火消任命直後、彼らに対して次のように申し渡されている。

1. 鉄砲は公儀より下されるので、御弓鉄砲の与力は足軽同様に鉄砲を撃たせること。
2. 近藤、町野、内藤及び秋山の4名は、火の番を2名ずつ隔番で勤めること。
3. 屋敷内に与力・同心を置くこと。
4. 火消しの道具は公儀から下されるものを使うこと。
5. 火消し道具を持ち出す人足らは、300人扶持の範囲内で召し抱えること。
6. 火消屋敷内に、妻子を置くこと。
7. 与力・同心は、人品確かで妻子のない者を召し抱えること。但し10月までに召し抱えること。
8. 公儀から樽木が下されるので、それで家屋を造ること。

このように、定火消は警火や消火だけでなく、火事場の治安維持にもあたることになっており、鉄砲の所持および演習も認められていた。幕府の、定火消に対する期待の大きさがうかがわれよう。

定火消の変遷 翌万治2年8月、新たに水野半左衛門守政と永井十左衛門の2名が定火消に任命された。水野には駿河台に、永井には鼠穴に火消屋敷が与えられ、翌3年11月には、山口半左衛門重直が八代洲河岸に、内藤弥三郎頼定が代官町に火消屋敷を与えられ、定火消に加わった。さらに寛文2(1662)年4月、駿河台土手に蒔田権佐定行が、市谷佐内坂に堀田五郎左衛門一輝が火消屋敷を与えられ、合計10組編成となった。その後、元禄8年(1695)1月に松平豊前守勝以が神楽坂上に、坪内惣兵衛定重が赤坂御門外に、内藤甚五郎正信が溜池上に、戸田十郎右衛門重利が幸橋外むゆ(のち四谷御門)に、関伊織久盛が浜町に火消屋敷を与えられ、定火消は計15組に増設されている。<図 火消屋敷の火の見櫓(鎮火安心図巻)>

しかし、宝永元年(1704)10月、駿河台土手・代官町・浜町・鼠穴・神楽坂の定火消5組が廃止され、新たに八王子千人同心に対し江戸火消を命じた。ところが、千人同心は負担に耐えきれずほどなく江戸火消を免除されることとなるので、定火消は残る10組で幕末まで活動を行うこととなる。そのため、定火消は「十人火消」とも呼ばれたのである。<表 定火消の変遷>

定火消の構成 火消屋敷は約 3000 坪ほどの広さを持ち、高さ 3 丈（約 9 . 1m）の火の見櫓が設置されていた。そこには太鼓と半鐘が備え付けられ、常時 2 名の同心が見張りを続けていた。火災が発生したら、纏持を先頭に騎馬の定火消役と与力に続き、同心と高張提灯、梯子、龍吐水、刺股、玄蕃桶、鳶口などを持った人足らが現場に向かった。しかし、定火消の出動範囲は、札の辻、麻布、青山、権田原、四谷、大久保、市谷、牛込、小日向、小石川、本郷、谷中、下谷、浅草、八丁堀、深川、本所及び北本所に限られており、各組は自らの火の見櫓を中心に 8 町(約 873m)以内で火災が発生した場合に出動していたのである。<表 定火消の組織（黒木喬『江戸の火事』P.47）>

さて、定火消役配下の 6 名の与力は使番、纏番、纏副番、梯子番、小纏番及び水番が各 1 名ずつ、30 名の同心は屋上指揮の上番が 10 名、屋下指揮の下番が 5 名、水番が 10 名、残番という構成である。さら約 100 名の間中・人足らが纏番や鳶口持などを勤めており、定火消は大部隊であった。この中で最も活躍をしていたのは、臥煙である。臥煙は真冬でも法被一枚、時には下帯一枚に白足袋姿で駆け回り、全身に施した彫り物を自慢にしていた。火災のない時の臥煙たちは、火消屋敷の大部屋で過ごす、博奕や喧嘩などのトラブルをしばしば起こしていた。また、商家を回ってぜにさし錢纏（錢を通す紐）の押し売りを行い、買わなかった家を火災に乗じて破壊するなどの不法行為も行っており、決して評判のよい存在ではなかった。<図 臥煙（鎮火安心図巻）>

なお、定火消は安政 2 年(1855)には 2 組、慶応 2 年(1866)には 4 組が廃止され、さらに翌 3 年にはわずか 1 組 128 名のみ体制となった。これは、幕府財政の悪化に加え、しばしばトラブルをおこしていた定火消の出動範囲が、文政 11 年(1828)以降郭内の火災に限られてしまい、その存在感が希薄になったこと、そして逆に町火消の活躍が拡大したため、幕末期における定火消は、実質的に形骸化してしまったためである。<図 定火消の出動（鎮火安心図巻）>

町人の活躍 一方、万治元年(1658) 8 月、次のような町触が出た。「火消人足はその町の見印をつけ、羽織に町名を染め入れ、月行事も羽織でも何でも見印になる物を身につけ出勤すること、日ごろから手桶・熊手・鳶口を用意すること、もし火災が発生したら残らず火元へ駆け付けること。すなわち、慶安元年(1648)に発足していたいわゆる「駈付火消」を有効に活用しようというものであった。しかしこうした動きの中、自主的に防火体制を確立させていた町々があった。同じく 8 月、南伝馬町三か町、南榎木町、桶町、鍛冶町、豊町、五郎兵衛町、北紺屋町、大鋸町、塗師町、鞆町、材木町六? 八丁目、鈴木町、稲葉町、具足町、柳町、炭町の町々が、各々 6 名から 17 名ほどの人足を用意し、籠手桶、熊手、鳶口及びしるし持ちを分担させ消火にあたる、合計 167 名の人足から

| 万治元年(1658) | 万治2年(1659) | 万治3年(1660) |
|---------------------------------------|--|--|
| 御茶ノ水上 伝通院前(のち小川町) 麹町半蔵門外 飯田町 | 御茶ノ水上 伝通院前(のち小川町) 麹町半蔵門外 飯田町 駿河台 鼠穴 | 御茶ノ水上 伝通院前(のち小川町) 麹町半蔵門外 飯田町 駿河台 鼠穴 八代洲河岸 代官町 |

| 寛文2年(1662) | 元禄8年(1695) | 宝永元年(1704) |
|--|---|---|
| 御茶ノ水上 伝通院前(のち小川町) 麹町半蔵門外 飯田町 駿河台 鼠穴 八代洲河岸 代官町 駿河台土手 市谷佐内坂 | 御茶ノ水上 伝通院前(のち小川町) 麹町半蔵門外 飯田町 駿河台 鼠穴 八代洲河岸 代官町 駿河台土手 市谷佐内坂 神楽坂上 赤坂御門外 溜池上 幸橋外(のち四谷御門) 浜町 | 御茶ノ水上 伝通院前(のち小川町) 麹町半蔵門外 飯田町 駿河台 八代洲河岸 市谷佐内坂 赤坂御門外 溜池上 幸橋外(のち四谷御門) |

表 火消屋敷の変遷(『東京市史稿』市街篇第7巻より作成)

なる組織を発作させたのである。<図 鷹口（『モースの見た日本』P.175）>

この組織では、各町の状況に応じて人足を雇い、人足には各町のマークの描かれた小旗を持たせ、同じマークのついた袖なし羽織を着用させていた。そして、人足が消火活動に参加しなかった場合には一人につき銭1貫文ずつの過料が科せられ、店借の者でも消火に非協力であれば町から追放するなどの取り決めがなされており、これらの町々では厳しい態度で自主防火に臨んでいたことがわかる。

防火体制の強化 さらに10月になると、「火災が発生したら、早々に火元へ駆け集まること、勿論近所で火災が発生した場合、人足を集めていると遅くなるので、人足が集まり次第一人ずつでも追々火元へ集め、消火にあたること、熱心に消火活動を行った町には褒美を与えるので、油断しないように、町々に組を設置し、遠方の火災の場合はその場所へ駆け集まり、火の粉を消すこと、火消衆到着以前に出動すること、万事町奉行所与力の指図に従うこと」という町触が発せられている。そして、次のように集合場所が定められた。

| | 地 域 | 南から出火の際の集合場所 | 北から出火の際の集合場所 |
|---|--------------------------------|---------------|--------------|
| 1 | 日本橋～中橋間の町 | 中橋通 | 日本橋通 |
| 2 | 日本橋～銀町南側の町 | 日本橋舟町鞆町裏河岸通 | 銀町土手通 |
| 3 | 銀町土手～連雀町・柳原町間の町 | 銀町土手通 | 連雀町・柳原町通 |
| 4 | 神田旅籠町・湯島・本郷・佐久間町通・浅草旅籠町間の町 | 浅草橋・佐久間町・筋違橋通 | |
| 5 | 飯田町・市谷・船河原町。麴町・四谷伝馬町・赤坂伝馬町・本赤坂 | 始めから火元へ集合 | |

これらの地域は、1から3までが外堀の内側、4がその外側、5は基本的に武家地であるが、出動体制の違いは明らかである。古町を中心とした1から3までの地域は、先述の南伝馬町ほかの町々により組織されていた自主防火体制と同様のものが、おそらくすでに敷かれており、統制の取れた動きが期待されていたのであろう。一方、4と5の町々はいわば新興地域であり、また地主の経済力も1から3までの地域の地主に比べると劣っていたと考えられるため、組織力・結束力も弱かったと思われる。したがって、これらの町々の人足については統制の取れた活動をさせる以前に、まず集合させることが最大の課題であったと推測できよう。5の地域に定火消が置かれた理由のひとつは、こうした事情への配慮であったとも考えられる。

以上のように、明暦大火を契機として、幕府・町奉行所では定火消を設置し、駈付火消の消火・

防火体制を強化する一方、町人たちの間にも自主防火組織が発足する。しかし、結局この大火により都市として江戸は拡大することとなり、こうした防火体制もその機能を十分果たすことはできなかったのである。

【参考文献】

- ・池上彰彦「江戸火消制度の成立と展開」(西山松之助編『江戸町人の研究』第5巻、吉川弘文館、1978年)。
- ・黒木喬『江戸の火事』同成社、1999年。
- ・『東京市史稿』市街篇第7巻、東京市。
- ・近世史料研究会『江戸町触集成』第1巻、塙書房、1994年。

【図版】

- ・国立国会図書館蔵「鎮火安心図巻」
- ・黒木喬『江戸の火事』P.47
- ・『モースの見た日本』(小学館、1988年)P.175

第4節 生活の変化

治安維持の強化 この大火を受けて、明暦3年(1657)2月には「御弓鉄砲御預りの面々」が辻々の警護にあたり、住民の不用意な外出も禁じられた。また、火事場で金銀諸道具を拾った際には即刻町奉行所へ持参し、もし隠した物が余所から発見された場合には罪になる、という町触も出されている。なお、これと同様の触は、万治2年(1659)8月にも出されている。すなわち、大火後しばらくの間、火事場泥棒が横行していたのである。

さらに明暦3年3月、町奉行所では「今回焼失した町々に、仮にでも竹虎落(先端を斜めに削いだ竹を筋違いに組み合わせ、縄でつなぎ、結び固めて柵としたもの)で門を設置し、夜番を置き、通行人が通ったら行き先を確認し町送りにし、五ツ(午後8時)になったら大門を閉め、潜り戸から通行人を通行させること、もし不審者がいた場合には調べること、番の者は寝ずに町々を時々巡り、火の用心を触れ回り、少も油断しないこと」という町触を出している。つまり、町内の治安を守るため門を置き、夜間の通行人を監視し、火の用心を敢行する体制がとられたのである。町奉行

所が、治安の悪化や放火犯を警戒していたことがわかる。< 図 町の木戸 (『守貞漫稿』) >

辻番の登場 また、火災の恐怖に乗じて詐欺商法も横行する。ほおかむりをし、頭巾をかぶり、大きな巾着を身につけ、通常の僧侶とは異なる風体をした者が、万治2年7月18日に火災が発生するが札守を買えば被害を免れることができるとしてお札を売り歩き、取り締まりを受ける事件も発生している。

おそらく、こうした状況が関係したのであろう、万治2年3月に「辻番所御条目」が制定された。辻番とは、武家が設置する一種の警察機能を有する組織で、寛永6年(1629)2月に辻斬り防止の目的で置かれたものである。さて、この「条目」には、夜回りの強化や不審者の取り締まり実施のほか、「どこで火事が発生しても早々に町中へ知らせること」という一文も含まれている。ここからは、武家と町人を一体化し、江戸の治安維持に取り組もうとする幕府の意図がうかがわれよう。

ぬりたれ穴蔵 大火を目の当たりにした人々は、防火建築の建造に関心を寄せるようになった。万治元年(1658)8月、「町中の河岸端へのぬりたれ穴蔵については、ご赦免のない所には作ることを堅く禁止する、もしぬりたれ穴蔵を作り置くようなことがあれば、早々に壊すように、たとえご赦免の上ぬりたれ穴蔵を作ったとしても、軒口の高さ三尺・四尺より高い蔵は壊し、作り直すこと」という町触が出た。この町触によれば、この「ぬりたれ穴蔵」とは3尺から4尺、つまり90cmから121cmほどの高さを持っていたことになる。したがって、これは半地下式の倉庫であり、半地下式ゆえに設置許可が必要とされたと考えられる。しかし、これと同様の触が10月にも出されているため、普及が進み許可申請が不徹底であったことも確認できよう。

穴蔵の普及 穴蔵の普及も恐らくこの火災後のことと思われる。しかし、穴蔵の使用例はそれより古く、甘露寺親長著『親長卿記』文明10年(1478)12月25日の条には、この夜発生した火災に際し、具足などを穴蔵に収納したという記述がある。つまり、すでに15世紀の京都では穴蔵が防火倉庫として利用されていたことが確認できるのである。また文政13年(1830)刊喜多村■(竹+均)庭著『嬉遊笑覧』にも、どの地域で作られたかは不明であるが、承応2年(1653)に「穴ぐらのみのとし祝ふ あしたかな」という句が詠まれていることが指摘されており、穴蔵使用の歴史の古さがうかがわれる。< 図 「穴蔵」(目黒行人坂絵巻) >

そして江戸での普及時期については、加藤曳尾庵が文化・文政期(1804から30)に表した『我衣』では、日本橋本町二丁目の呉服商和泉屋九左衛門が明暦2年(1656)から穴蔵を防火倉庫として使用

し始めたが、当時の人々はその防火効果を疑っていたところ、翌年の明暦大火で九左衛門の穴蔵が重宝したのを目の当たりにし、世間に普及するようになったと記されている。また、亀岡宗山と杉田玄白の共著による『後見草』には、明暦大火まで人々は穴蔵を知らず、車や長持に頼ったため諸道具が焼失した、という記述がみられるのである。一方、「榎本氏覚書」という成立年代および作者不詳の史料には、明暦4年の1月から2月にかけて火災が頻発したので、江戸市中では裏店住まいの者まで残らず穴蔵を作り、おおかた江戸の地面の十分の一は穴になった、と記されている。これらの記述から、江戸で穴蔵が普及し始めたのはやはり明暦大火が契機となっていたことが指摘できよう。 < 図 穴蔵（鎮火安心図巻） >

物価・賃金の高騰 江戸では復興の進む中、物価の高騰が社会問題となっていた。とりわけ職人賃金の高騰は顕著で、明暦3年6月には「この度の火事以後、大工・木挽・屋根葺き・畳屋・石切・鍛冶屋、その他諸職人たちの手間料が大分値上がりしていると聞くが、火災直後という時節柄もあり、常々雇われの手間料より少しは良い金額となったがそれ以来高値が続き、作料の値段が決められて申し渡されたので、家持の者たちは言うに及ばず、店借の者ども迄もこれを遵守するよう厳重に申し渡すこと」という町触が出ている。職人賃金の高騰が、物価全体を引き上げていたのである。

< 図 大工・木挽・屋根葺き・畳屋・鍛冶屋（職人尽絵詞） >

またこの直後には日雇人足や鳶の者らの賃金高騰も指摘され、8月には以下のように賃金が公定されることとなった。

| | 職 種 | 一人当たりの賃金 |
|---|-------|----------|
| 1 | 上大工 | 銀3匁・飯米共 |
| 2 | 上木挽 | 銀2匁・飯米共 |
| 3 | 上屋根葺き | 銀3匁・飯米共 |
| 4 | 上壁塗 | 銀3匁・飯米共 |
| 5 | 上石切 | 銀3匁・飯米共 |
| 6 | 上畳刺し | 銀3匁・飯米共 |

このように、上級職人らは食費を含め銀2匁から3匁ほどに賃金が設定されたのである。時代は下るが、『文政年間漫録』によれば、文政期(1818 から 1829)の棒手振り一日の売上高は銭300文ほど、そこから翌日の商品を仕入れるための資金や食費を差し引くと銭100文程度しか残らなかったという。これは銀に換算すると約9分、つまり0.9匁となり、上記の職人賃金と単純に比較した場

合、江戸時代の物価変動が少なかったことを考慮すれば、やはり職人らが好待遇であったことがわかる。なお、これらよりランクの下がる職人については、上級職人の賃金に照らし合わせて決めることとなった。

統制の強化 さらに9月にも、大工・木挽・屋根葺き・石切・左官・畳屋その他諸職人が会所を定め、寄り合いを持ち、賃金を高額に申し合わせていると町奉行所は指摘、これを禁じる触を出している。しかしなかなか徹底しなかったようで、明暦4年(1658)2月には、金1両で雇うことができる鳶の者を45人、普請道具を持っている日雇人足を65人、道具なしの日雇人足を70人に定めている。万治2年(1659)1月になると、同じく金1両で雇うことができる鳶職人を50人、普請道具を持っている日用を70人、道具なしの日用を75人と、賃金の低額化を進めている。

一方、物価安定化に向け町奉行所では商人の取り締まりを行っている。明暦3年9月の町触には、呉服屋、糸屋、綿屋、絹屋、紙屋、物の本屋、扇屋、両替屋、薬屋、材木屋、竹屋、釘屋、薪屋、米屋、酒屋、魚屋、革屋、石屋、塗物屋などの諸商人に対して、仲間を結成して新規に商人を加入させる際高額の礼金を取ったり、振る舞いをさせたり、また時として売り惜しみしている実態が指摘されている。当然これは物価の高騰につながる行為であり、そこで以後は申し合わせをしないよう申し付けているのである。

火災ゴミの処理 千代田区飯田町遺跡地点には、明暦の大火当時、姫路藩榊原家の上屋敷が置かれていた。この遺跡からは堀の跡が見つかるが、堀の底の方には焼けた土や炭化した木材、そして高温のため赤く変色したり、変形した瓦などが大量に埋められていたのである。いうまでもなく、これらは明暦の大火によって排出されたゴミである。 <写真：堀内に廃棄された瓦（『飯田町遺跡』P.13）>

すでに明暦元年(1655)、江戸の町人に対しては、ゴミは川筋などへの不法投棄を禁じ永代島に捨てるように決められている。大火後の明暦3年9月ないし10月から翌年1月にかけて、町中の大下水を浚い、ゴミを取り上げ、下水が滞りなく流れるようにせよという触が、相次いで出されている。さらに7月になると、河岸通り（荷揚げなどに利用される河川の岸部分）の掃除が命じられ、船着き場に空き地を作り、ゴミを捨てておかないよう、厳命されている。しかし、江戸でゴミ処理の基本的なルールが決められるのは、寛文5年(1665)のことである。したがって、明暦の大火後のゴミの処理において、不法投棄も多かったのではないかと推測される。

以上のように、明暦大火によって、人々の生活にはさまざまな変化が生じることとなった。

【参考文献】

- ・近世史料研究会編『江戸町触集成』塙書房、1994年? 2003年。
- ・小沢詠美子『災害都市江戸と地下室』吉川弘文館、1998年。
- ・伊藤好一『江戸の町かど』平凡社、1987年。
- ・千代田区飯田町遺跡調査会『飯田町遺跡』(2001年)
- ・伊藤好一『江戸の町かど』(1987年、平凡社)
- ・近世史料研究会『江戸町触集成』第1巻(1994年、塙書房)

【図版】

- ・高橋雅夫編著『守貞漫稿図版集成』(雄山閣、2002年) P. 15
- ・国立国会図書館蔵「目黒行人坂絵図」
- ・国立国会図書館蔵「鎮火安心図巻」
- ・国立国会図書館蔵「職人尽絵詞」
- ・千代田区飯田町遺跡調査会『飯田町遺跡』P. 13、写真3

第5節 災害情報の流布

記録類 さまざまなメディア媒体が火災後に発信した情報の内容や形態を概観すると、江戸時代における災害情報がいかに長期間に渡って有用であったかということが見えてくる。さて、現代に伝わる明暦の大火に関する記録類を三つに分類した場合、第1類として『巖有院殿御実記』をはじめ、『明暦日記』、『明暦三年丁酉年日記』などの幕府の記録、第2類として『細川家記』や、『上杉年譜』、『伊達治家記録』などの外様大名邸の記録、第3類として『後見草』、『むさしあぶみ』、『武江年表』などの聞書もしくは体験、追憶の書があげられる。

第1類の記述は、1月18日の本郷丸山本妙寺出火から19日の小石川出火を含め、延焼などの被害状況や市井の様子が時間的経過のもとで詳細に書かれている。第2類の記述は、江戸での火災の様子を国許くにもとに伝えている様子がうかがえる。『伊達治家記録』では伊達忠宗が1月21日に国許にいる原田甲斐守ら6名に対し、火災の様子を伝えている。また『細川家記』続編では、飛脚によって災害情報が伝達されていた経緯や被災者の安否を気遣う書簡を見ることができる。

そして第3類の記述は、『武江年表』のように後年になって「過去の出来事」を回顧する意味合いから、他の記録を参考に書かれたものが多いが、大火の発生後から数年以内、すなわち人々の記憶にまで強く印象付けられている時期に明暦の大火を主題として書かれた『むさしあぶみ』や『後見草』の上巻に収録されている『亀岡宗山大火の記』のようなものもある。特に『むさしあぶみ』は仮名草紙の浅井了意が作者とされ、大火から4年後の万治4年(1661)に京都で初めて刊行された。全編において大火の記録性が高いと断言することはできないが、大火の惨状がリアルに書かれている。

これら三種の記録類を比較すると、第1類と第2類は火災状況を詳細に記録し、大火後早い段階で江戸と各藩間で「即時性」を持った情報のやり取りが飛脚を介して行われ、安否情報や火事見舞いのやり取りが行われていたことが判明する。一方、第3類は火災後数年の時間経過において、情報が「即時性」を持って伝達されることはなく、大火の惨状のみならず「振袖伝説」に代表されるようなエピソードが強調されるようになる。そうした意味においては、諸記録類も時代の流れとともにその社会的役割が変容しながら人々の間に伝達されたといつてよからう。

落首・落書 明暦の大火に関する落首・落書も、大火後メディア媒体として災害情報の伝達機能を持っていた。こうした江戸における落書文化の成立期は、数量だけではなくさまざまな形態によって表現されるようになった17世紀後半から18世紀初めと位置づけられている。

さて、矢島松軒が江戸期の落首・落書を収集、体系的に整理した『江戸時代 落書類聚』より明暦の大火に関する部分を見ると、さまざまな形で落首・落書が製作されたことがわかる。以下、その内のごく一例をあげることにする。

糸とはひのと人の命を酉の年 柴垣こしでなんだこぼるゝ

まず、上の句に関して注目すると「糸と」は「干支」と「江戸」を掛けていることがわかる。また「ひのと」と「酉」は、この年が「丁酉」であることと、各々「火」と「(命を)取る」を掛けていることがわかる。次に下の句に関して注目すると「柴垣」という語が見受けられる。これは、大火の前に流行した「柴垣節」を示しており、『寛明日記』によれば、大火の焼死者の姿が柴垣節を踊っている姿が不思議と似ていたという。このような落首が登場したのも、こうした「因縁」が人々にとって印象深いエピソードとして残った為であろう。

古典のパロディー 一方、古典を元に作られた「パロディー」的性格を帯びた落書も製作されている。

なやきそといへども焼し武蔵野は 人もこまれり我もこまれり

まるやけんみつれなくやけし我者の 赤土ばかりうきものはなし

まず、前者は『伊勢物語』の「武蔵野はけふはなやきそ若草の妻もこまれり我もこまれり」、後者に関しては「百人一首」の「有明のつれなく見えし別れより暁ばかり憂きものはなし」という歌をそれぞれモチーフにパロディー化されている。こうした歌は高い教養を伴うため、一見町人階層には流布しづらい落書ではあるが、実際には同じ罹災者としての身分差はなく、落書という短いフレーズが「情報」として広範囲に流布する土壌が存在していたことは、否定できないであろう。

絵画 明暦の大火に関する絵画は数点残存しているが、これらもメディア媒体として見逃すことはできない。先に述べた『むさしあぶみ』[図版 1]でも大火の様子は挿絵として多数描かれている。物語というテキストの性格上、実際の様子をリアルタイムで描いたものではないが、貴賤を問わず炎から逃げ惑う人々の姿は克明に描かれており、文章の内容とあわせて大火の様子を相乗的に物語っている。また田代幸春画による [図版 2] は後年の文化 11 年(1814)に描かれた作品であるが、この画も炎が強調されて描かれており、火事のすさまじさを物語っている。

さて、明暦の大火は海外ではどのように伝えられたのであろうか。その一端を示す絵画資料が [図版 3] および [図版 4] である。図版 3 は、火災直後に江戸参府をしたオランダ使節団員によって描かれたもので、江戸市中が焼け野原になった状況に、焼死した人々が多数倒れこんでいる様子を見ることができる。図版 4 は、オランダの宣教師モンタヌスの著書『モンタヌス日本誌』(『東インド会社遣日使節紀行』) の挿絵に用いられた寛文 10 年(1670)製作の版画である。モンタヌスは来日の経験がなく、オランダ使節の見聞や 16 世紀イスパニア、ポルトガル人の報告書を参考に著作したことから、この資料もオランダ使節からの見聞をもとに製作されたものであると考えられる。こうしたところから、明暦の大火は海外からも注目をあび、比較的早い段階で情報が伝達されていたことがわかる。

瓦版 火災に関する瓦版が売られていたことを示す文献の初出は『天和笑委集』である。この書は、天和 2 年(1682)暮れに発生した世にいう「お七火事」に関する事跡を詳述したもので、この中に「どんなおろか者が始めたのであろうか、今の世の噂話を集め、『江戸灰吹き対の道具』と題号して版木に刻みつけ、商売物としている」とある。この資料のみによって、明暦の大火の際にリアルタイムでの瓦版が全く売られていなかったと早急に結論付けることはできないが、ここでは大火の後年に出版された瓦版を中心にに関して若干触れてみたい。

大火後の経年経過を情報伝達という側面で見ただけの場合、他の災害被害と比較しながら、あらためて明暦の大火の被害を物語る手法が多く見受けられるようになる。そのうちのひとつとして注目したいのが、明暦の大火よりも後年に出された瓦版や一枚摺りの存在である。これらは後年の大火に対する人々の意識や価値観を知る上で重要な資料であるといえる。

[図版5]の一枚摺りは、「明暦の大火百年忌」という表題で出されたものであるが、大火から100年が経過したメディアの受け手側（読者）にとっては、明暦の大火がどのようなものであったかを改めて知る「資料」でもあり、大火の被害を風化させず、人々の防災意識を喚起する上で効果的な手段であったといえる。

災害番付 庶民の災害に対する「価値判断」基準の表れとしては、災害番付があげられる。嘉永元年(1848)板行の[図版6]を見ると、中央下段に「明暦三 十万八千人焼亡 江戸振袖大火」とある。また、安政大地震（安政2、1855年）以降に板行されたと思われる[図版7]にも慶長期以来の大火の「大関」格として「丸山本妙寺出火」とある。これらの資料で興味深いことは、リアルタイムの情報伝達機能は備えていないが、明暦の大火の発生から100年から200年近くが経過した中でも、大きな火災として人々に認識され続けているという点である。おそらくこの時期になると、大火での被害の大きさや、後年になって作られた「振袖伝説」がさまざまなメディア媒体を通じて人々の間に一定の認識があったのではないだろうか。

災害情報の意味 以上4種類のメディア媒体をあげながら明暦の大火における災害情報の流布について概観した。総じて言うならば、災害情報が持つ社会的役割は災害発生前後の一時期に留まらず、時代の経過とともに変化を遂げながら伝達されるということであろう。つまり災害発生当時は安否情報や詳細な被害状況の伝達が求められるが、一定時期を経ると江戸という大都市が灰燼と化したという事実を強調し、絶え間なく喚起される「防災意識」の拠所として捉えられ、また一方では「振袖伝説」といった悲恋物語が強調されることで、明暦の大火が別の形式で人々の記憶に根付くのである。

明暦の大火に関する災害情報は後の時代の災害情報に比べ、メディア媒体の現存数が少ないのが現状である。しかし、限られた資料群の中で各情報メディアの連関性を見ることは、当時の人々の災害情報に対する認識や、人々の防災意識の変化を見ていく中では決して見逃すことはできないのである。

【参考文献】

- ・ 東京市編（1917）『東京市史稿』変災編、第四 { 諸記録類から明暦の大火に関する記述部分を引用し、まとめたもの }
- ・ 矢野隆教編（1984）『江戸時代落書類聚』 { 江戸時代の落書を矢野松軒が収集し、大正4年までにまとめたもの }
- ・ 林英夫編（1973）『番付集成』 { 江戸末期に作られたさまざまな種類の番付を収集しまとめたもの }
- ・ 小野秀雄（1970）『かわら板物語』 { 自らのコレクションを提示しながら瓦版の語源や、その歴史変遷をたどったもの。瓦版を通じて江戸時代の情報文化が概観できる本 }
- ・ 吉原健一郎（1999）『落書というメディア』 { 江戸時代を通じて作られた落書を『落書類聚』から引用し、当時の時代背景と併せて解説。江戸時代の情報文化の実体に迫った本 }

【図版】

- [図版 1] 『むさしあぶみ』(内閣文庫本より一部引用、請求番号 166 - 421)
- [図版 2] 『江戸火事図巻』(江戸東京博物館蔵)
- [図版 3] 『明暦大火罹災市街の図』(江戸東京博物館蔵)
- [図版 4] 『明暦江戸大火の図』(江戸東京博物館蔵)
- [図版 5] 『明暦の大火百年忌』(早稲田大学演劇博物館蔵)
- [図版 6] 『泰平無疆』(『番付集成』(上) N049)
- [図版 7] 『聖代要迺磐寿恵』(『番付集成』(上) N051、東京大学社会情報研究所にも同板があると思われます。)